

議案第 2 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 6 年条例第 2 2 号)
の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 2 4 年法律第
3 1 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病
原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人
民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た
に報告されたものに限る。) である感染症」に改める。

(市川市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 市川市国民健康保険条例 (昭和 3 5 年条例第 2 7 号) の一部を次のよ
うに改正する。

附則第 3 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 2 4 年
法律第 3 1 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症

(以下「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。